



山形県公報

平成26年3月25日(火)

号 外 (4)

目 次

条 例

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) ……12
- 山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例…………… (学事文書課) ……15
- 議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例…………… (管 財 課) ……同
- 山形県県民会館条例の一部を改正する条例…………… (県民文化課) ……16
- 山形県郷土館条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例…………… (同) ……17
- 山形県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) ……同
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) ……18
- 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例…………… (若者支援・男女共同参画課) ……同
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例…………… (健康福祉企画課) ……同
- 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例… (同) ……19
- 山形県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例…………… (健康長寿推進課) ……20
- 山形県介護学習センター条例を廃止する条例…………… (同) ……22
- 山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) ……23
- 山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例…………… (障がい福祉課) ……24
- 山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例…………… (同) ……25
- 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同

○山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…27	
○山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例……………（中小企業振興課）…30	
○山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例……………（工業戦略技術振興課）…31	
○山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（雇用対策課）…33	
○おもてなし山形県観光条例……………（観光交流課）…同	
○山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例……………（同）…37	
○山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例……………（畜産課）…38	
○山形県漁港管理条例の一部を改正する条例……………（水産課）…同	
○山形県森林審議会の委員の定数に関する条例……………（森林課）…同	
○山形県建設工事紛争審査会の委員の定数に関する条例……………（建設企画課）…同	
○山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例……………（用地課）…39	
○山形県開発審査会条例の一部を改正する条例……………（都市計画課）…同	
○山形県都市公園条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（道路整備課）…47	
○山形県水防協議会条例の一部を改正する条例……………（河川課）…同	
○山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県空港管理条例の一部を改正する条例……………（空港港湾課）…48	
○山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例……………（同）…49	
○山形県海浜公園条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県建築士審査会の委員の定数に関する条例……………（建築住宅課）…同	
○山形県いじめ防止対策の推進に関する条例……………（教育庁）…同	
○山形県社会教育委員条例の一部を改正する条例……………（同）…52	
○山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例……………（同）…53	
○山形県体育施設条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例……………（同）…55	
○山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………（同）…56	
○山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例……………（警察本部）…57	
○山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（企業局）…58	
○山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例……………（同）…同	
○山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例……………（同）…59	
○山形県立病院料金条例の一部を改正する条例……………（病院事業局）…同	

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（財政課）

1 児童福祉法施行規則の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の事務につ

き手数料を徴収することとした。（第2条第1項第139号の8の2関係）

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第6号、第167号、第199号の2～第201号、第203号～第206号、第216号の5、第232号の2、第258号、第262号～第264号、第266号～第271号、第273号、第274号、第303号、第310号、第455号の5及び第458号関係）

(1) 狩猟免許更新申請手数料

(2) 毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録の更新の申請手数料

(3) 医薬品等製造販売業許可申請手数料、医薬品等製造販売業許可更新申請手数料、医薬品等製造業許可申請手数料、医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料、医薬品等の製造販売の承認の申請手数料、医薬品等製造所適合性調査手数料、医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請手数料及び輸出用医薬品等製造所適合性調査手数料

(4) 主任介護支援専門員研修手数料

(5) 技能検定試験手数料

(6) 特定計量器検定手数料、装置検査手数料、特定計量器定期検査手数料、基準器検査手数料、計量証明事業登録手数料、計量証明事業登録証訂正手数料、計量証明事業登録証再交付手数料、計量証明事業登録簿謄本交付手数料、計量証明事業登録簿閲覧手数料、適正計量管理事業所指定手数料及び適正計量管理事業所指定検査手数料

(7) 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習手数料

(8) 家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料

(9) 駐車監視員資格者講習手数料

(10) 自動車保管場所証明書交付申請手数料

3 次のいずれかに掲げる複数の介護サービスを行う事業が、同一の介護サービス事業者により同一の事業所又は同一の施設において一体的に運営されている場合は、当該複数の介護サービスに係る情報を1件の情報とみなして介護サービス情報の公表等手数料を徴収することとした。（第2条第1項第231号関係）

(1) 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(2) 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(3) 訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第8条第15項第1号に該当するものに限る。）又は介護予防訪問看護のうちいずれか2以上の介護サービス

(4) 訪問看護、複合型サービス又は介護予防訪問看護のうちいずれか2以上の介護サービス

4 一定の病気に該当すること等を理由として運転免許を取り消された者で、当該取消しを受けた日から起算して3年を経過する前にその者が受けていた運転免許に係る運転免許試験を受けようとするものから手数料を徴収することとした。（第2条第2項第1号関係）

5 児童福祉法の規定により保育士試験の実施に関する事務を指定試験機関に行わせることとした場合における保育士試験免除申請手数料は、当該指定試験機関に納めるものとし、当該指定試験機関に納められた保育士試験免除申請手数料は、その収入とすることとした。（第3条第7項関係）

6 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、4の改正は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇ 山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（県条例第11号）
（学事文書課）

1 県が設立する公立大学法人に係る地方公共団体からの出資又は県からの支出に係る重要な財産であって知事の認可を受けて処分しなければならないものは、その保有する財産であって、当該認可に係る申請の日における帳簿価額が50万円以上のものその他知事が定める財産とすることとした。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（管財課）
- 1 行政財産の使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県民会館条例の一部を改正する条例（県条例第13号）（県民文化課）
- 1 山形県県民会館の使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県郷土館条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（県民文化課）
- 1 山形県郷土館の使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（県民文化課）
- 1 置賜文化ホールの使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（市町村課）
- 1 山形県固定資産評価審議会は、委員10人以内で組織することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（市町村課）
- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、山形市が処理することとした。（第2条第1項の表第15項及び第34項関係）
- (1) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可等
- (2) 国土利用計画法の規定に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の受理等
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（若者支援・男女共同参画課）
- 1 山形県男女共同参画センターの使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（健康福祉企画課）
- 1 保健所及び衛生研究所の手数料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（健康福祉企画課）
- 1 山形県後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を1,000分の0.44とすることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（健康福祉企画課）
- 山形県地域医療再生臨時特例基金の設置期間を平成28年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（県条例第22号）（健康長寿推進課）
- 1 介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めることとした。（第1条関係）
- 2 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者について定めることとした。（第3条関係）
- 3 次に掲げる事項について指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めることとした。

- (1) 基本方針（第4条関係）
 - (2) 従業者（第5条関係）
 - (3) 管理者（第6条関係）
 - (4) 内容及び手続の説明及び同意（第7条関係）
 - (5) 提供拒否の禁止（第8条関係）
 - (6) 指定居宅介護支援の取扱方針（第9条及び第10条関係）
 - (7) 運営規程（第11条関係）
 - (8) 設備及び備品等（第12条関係）
 - (9) 従業者の清潔の保持等（第13条関係）
 - (10) 秘密保持等（第14条関係）
 - (11) 苦情への対応（第15条関係）
 - (12) 事故発生時の対応（第16条関係）
 - (13) 記録の整備（第17条関係）
- 4 この条例は、平成26年7月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護学習センター条例を廃止する条例（県条例第23号）（健康長寿推進課）
- 1 山形県介護学習センターを廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（健康長寿推進課）
- 1 題名を山形県介護福祉士修学資金貸与条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 将来、介護福祉士として県内において行う介護等の業務で規則で定めるもの（以下「特定業務」という。）に従事することを希望する者は、修学資金の貸与を受けることができることとした。（第3条第3号関係）
 - 3 災害、心身の故障その他やむを得ない理由により特定業務に従事できなかった期間を除き、養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までの間に特定業務に従事し、引き続き特定業務に従事しているときは、修学資金の返還の債務（以下「債務」という。）の履行を猶予することができることとした。（第8条第2項第1号関係）
 - 4 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までの間に特定業務に従事し、かつ、災害、心身の故障その他規則で定める事由により特定業務に従事できなかった期間を除き、引き続き特定業務に従事していることにより債務の履行を猶予されている者が、災害、心身の故障その他規則で定める事由により特定業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間特定業務に従事したときは、債務の全部を免除することとした。（第9条第1項第1号関係）
 - 5 規則で定める期間を通算して貸与期間以上の期間特定業務に従事したときは、債務の全部又は一部を免除することができることとした。（第9条第2項第1号関係）
 - 6 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（健康長寿推進課）
- 1 題名を山形県介護保険審査会の委員の定数に関する条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 山形県介護保険審査会の要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数は、3人とする事とした。（第2条関係）
 - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（健康長寿推進課）
- 山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を平成27年12月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（健康長寿推進課）

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を平成27年12月31日まで延長することとした。

- ◇ 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（障がい福祉課）
 - 1 山形県立総合療育訓練センター等の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（障がい福祉課）
 - 1 山形県精神保健福祉センターの手数料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（障がい福祉課）
 - 1 山形県身体障がい者保養所東紅苑の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（障がい福祉課）
 - 1 山形県福祉休養ホーム寿海荘の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（障がい福祉課）

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金の設置期間を平成27年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（障がい福祉課）
 - 1 一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこととした。（第31条の2及び第47条関係）
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（障がい福祉課）
 - 1 重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものについて、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供することができることとした。（第5条第2項関係）
 - 2 一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が一定の障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供することにより当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなされる場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき登録定員及び通いサービスの利用定員に係る要件について、当該登録定員及び通いサービスの利用定員の算定に基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害児の数を加えることとした。（第45条第1号及び第2号関係）
 - 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者が基準該当短期入所の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準について、基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サー

ビスを提供することを当該基準に加えることとした。（第53条第1号関係）

- 4 指定共同生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を廃止することとした。（第55条、第59条及び第63条～第69条関係）
- 5 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、生活支援員を置かなければならないこととした。（改正後の第104条第1項第2号関係）
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第107条の2～第107条の8関係）
- 7 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例を廃止することとした。（第109条関係）
- 8 平成25年3月31日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を行っている者については、平成26年3月31日までの間引き続き当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、同日後においても指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができることとした。（附則第2項～第4項関係）
- 9 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（中小企業振興課）

- 1 視聴覚設備の使用料の額を定めるとともに、出力設備の使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（工業戦略技術振興課）

- 1 山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、徴収に係る項目を整理するとともに、額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（雇用対策課）

- 1 専門課程の高度職業訓練において配置すべき職業訓練指導員について、高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを加えることとした。（第7条第7号関係）
- 2 高度職業訓練に係る職業訓練指導員の資格について、1の改正により専門課程の高度職業訓練において配置すべき職業訓練指導員に加えられる者及び短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者等であって、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）のうち高度職業訓練に係る教科につき5年以上の実務の経験の有する者であって教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを加えることとした。（第11条第1号及び第7号関係）
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ おもてなし山形県観光条例（県条例第38号）（観光交流課）

- 1 この条例は、観光立県の実現に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、おもてなしの推進等観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 観光立県の実現に関する基本理念について、次のとおり定めることとした。（第3条関係）
 - (1) 観光立県は、観光による交流の拡大が、本県経済を持続的に発展させ、及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現する上で重要であるとの認識の下に、その実現が図られなければな

らないこと。

- (2) 観光立県は、県民の総参加及び全産業の参加により、その実現が図られなければならないこと。
 - (3) 観光立県は、県民一人一人がおもてなしの心並びに本県に対する誇り及び郷土愛を大切に
して来訪者と交流することが重要であるとの認識の下に、その実現が図られなければならないこと。
 - (4) 観光立県は、観光産業が農林水産業、商業、工業その他の産業に関連を有し、経済への波及効果が大きく、本県経済の発展の上で重要な役割を担っているとの認識の下に、その実現が図られなければならないこと。
- 3 県の責務、県民及び事業者等の役割並びに市町村との連携について定めることとした。（第4条～第7条関係）
 - 4 県は、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光立県の実現に関する基本計画を定めることとした。（第8条関係）
 - 5 県は、観光立県の実現に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることとした。（第9条関係）
 - 6 観光立県の実現に関する基本的施策について、次のとおり定めることとした。（第10条～第18条関係）
 - (1) 本県の魅力の認識等
 - (2) 本県の魅力の発信
 - (3) おもてなしの推進
 - (4) 快適にかつ安全に安心して滞在できる地域づくり
 - (5) 観光産業の振興
 - (6) 近隣県等との連携
 - (7) 外国人の来訪の促進
 - (8) 学会等の誘致等
 - (9) 観光に関する情報の収集等
 - 7 観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県観光審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。（第19条関係）
 - 8 審議会は、委員21人以内で組織することとした。（第20条関係）
 - 9 審議会の委員は観光産業の関係者及び学識経験者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命することとし、委員の任期は2年とすることとした。（第21条第1項及び第2項関係）
 - 10 その他
 - (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
 - (2) 山形県観光事業審議会条例は、廃止することとした。（附則第2項関係）
- ◇ 山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（観光交流課）
- 1 国民宿舎の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（観光交流課）
- 1 山形県県民の海・プールの使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（県条例第41号）（畜産課）
- 1 家畜保健衛生所の手数料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（水産課）
- 1 指定施設の使用料の額を改定することとした。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県森林審議会の委員の定数に関する条例（県条例第43号）（森林課）
- 1 山形県森林審議会の委員の定数は、14人以内とすることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県建設工事紛争審査会の委員の定数に関する条例（県条例第44号）（建設企画課）
- 1 山形県建設工事紛争審査会の委員の定数は、15人以内とすることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（用地課）
- 1 山形県土地利用審査会の委員の定数は、7人とすることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県開発審査会条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（都市計画課）
- 1 山形県開発審査会の委員の定数は、7人以内とすることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（都市計画課）
- 1 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークに有料公園施設としてスケートパーク、グラウンド・ゴルフ場及び多目的広場を設置し、その使用料の額を定めることとした。（別表第1及び別表第3関係）
- 2 その他の都市公園に係る使用料の額を改定することとした。（別表第2及び別表第3関係）
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正のうち、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分は、規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（道路整備課）
- 1 道路の占用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県水防協議会条例の一部を改正する条例（県条例第49号）（河川課）
- 1 山形県水防協議会の会長及び委員の定数は、それぞれ1人及び17人以内とすることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第50号）（河川課）
- 1 流水占用料等の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（空港港湾課）
- 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
- 2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料は、平成27年3月31日まで徴収しないこととした。（附則第4項関係）
- 3 空港の着陸料等の額を改定することとした。（別表第1及び別表第2関係）
- 4 この条例は、平成26年3月30日から施行することとした。ただし、1及び3の改正は、同年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例（県条例第52号）（空港港湾課）
- 1 山形県ふるさと交流広場の使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例（県条例第53号）（空港港湾課）
- 1 米沢ヘリポートの着陸料等の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例（県条例第54号）（空港港湾課）
- 1 山形県海浜公園の使用料の額等を改定することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県建築士審査会の委員の定数に関する条例（県条例第55号）（建築住宅課）
 - 1 山形県建築士審査会の委員の定数は、7人以内とすることとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例（県条例第56号）（教育庁）
 - 1 この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 県は、法第12条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することとした。（第3条関係）
 - 3 法第14条第1項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置くこととした。（第4条関係）
 - 4 連絡協議会は会長1人及び委員30人以内で組織することとし、会長は知事をもって充てることとした。（第5条及び第6条第1項関係）
 - 5 連絡協議会の委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とすることとした。（第7条第1項関係）
 - 6 法第14条第3項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。（第10条関係）
 - 7 審議会は、次に掲げる事項を調査審議することとした。（第11条関係）
 - (1) 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。
 - (2) 県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること。
 - 8 審議会は、委員10人以内で組織することとした。（第12条関係）
 - 9 審議会の委員は法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命することとし、委員の任期は2年とすることとした。（第13条第1項及び第2項関係）
 - 10 審議会の会議及び調査の手続は、公開しないこととした。（第16条関係）
 - 11 法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くこととした。（第18条関係）
 - 12 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行うこととした。（第19条関係）
 - 13 再調査委員会は、委員5人以内で組織することとし、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第20条関係）
 - 14 委員及び臨時委員は法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから知事が任命することとし、委員の任期は2年、臨時委員の任期は特別の事項に関する調査を終了するまでとすることとした。（第21条第1項、第2項及び第4項関係）
 - 15 再調査委員会の会議及び調査の手続は、公開しないこととした。（第24条関係）
- ◇ 山形県社会教育委員条例の一部を改正する条例（県条例第57号）（教育庁）
 - 1 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第58号）（教育庁）
 - 1 学校職員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第59号）（教育庁）
 - 1 山形県立米沢養護学校長井校、山形県立村山特別支援学校山形校、山形県立村山特別支援学

校天童校及び山形県立楯岡特別支援学校寒河江校を新設することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県体育施設条例の一部を改正する条例（県条例第60号）（教育庁）

1 体育施設の使用料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（県条例第61号）（教育庁）

1 県立学校の施設の使用料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第62号）（教育庁）

1 県立高等学校の生徒から授業料又は受講料を徴収することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（県条例第63号）（教育庁）

1 青少年教育施設の使用料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（県条例第64号）（教育庁）

1 山形県緑町庭園文化学習施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。（第7条関係）

2 山形県生涯学習センターの使用料の額を改定することとした。（別表関係）

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（県条例第65号）（警察本部）

1 山形県留置施設視察委員会の委員の任期は、1年とすることとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第66号）（企業局）

1 公営企業資産運用事業として駐車場事業を行うこととした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第67号）（企業局）

1 工業用水道の料金を改定することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例（県条例第68号）（企業局）

1 水道用水の料金を改定することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県立病院料金条例の一部を改正する条例（県条例第69号）（病院事業局）

1 山形県立病院の料金の額を改定することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第139号の8の次に次の1号を加える。

(139)の8の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査

第2条第1項第167号中「13,700円」を「13,800円」に改め、同項第199号中「第4条第2項」を

「第4条第4項」に改め、同項第199号の2の表中

151,600円	151,700円
135,800円	136,000円
6,700円	6,800円
135,800円	136,000円

を

に、

151,600円	151,700円
135,800円	136,000円
90,900円	91,000円

を

に改め、同項第200号の表中

を

123,800円
113,400円
4,800円
113,400円
51,900円
51,900円
123,800円
113,400円

124,000円
113,500円
4,800円
113,500円
52,000円
52,000円
124,000円
113,500円

に改め、同項第201号の表中

81,900円
45,900円
81,900円
45,900円

を

82,000円
46,000円
82,000円
46,000円

に、

88,600円
81,900円
45,900円

を

88,700円
82,000円
46,000円

に改め、同項第203号の表中

77,400円

を

77,500円

に、

72,900円

を

73,000円

に改め、同項第204号の表中

207,000円

を

207,200円

に、

88,400円
43,500円
104,400円

を

88,700円
43,700円
104,500円

に改め、同項第

205号の表中「103,200円」を「103,300円」に、「3,300円」を「3,400円」に、「1,800円」を
「1,900円」に、「72,700円」を「72,800円」に改め、同項第206号の表中

108,900円

を

109,000円

に改め、同項第215号の2中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改

め、同項第215号の3から第215号の5までの規定中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」
に改め、同項第216号の5の表ハの項中「103,200円」を「103,300円」に、「3,300円」を「3,400
円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「72,700円」を「72,800円」に改め、同条第1項第216号
の6中「第5条第4項」を「第5条第4項又は第5項」に改め、同項第216号の7中「第6条第5
項」を「第6条第5項又は第6項」に改め、同項第217号中「（同令）」を「又は第5項（これらの
規定を同令）」に改め、同項第218号中「（同令）」を「又は第6項（これらの規定を同令）」に改め、

同項第231号の表中「訪問介護、」を「訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、」に、「及び介護予防小規模多機能型居宅介護」を「、複合型サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか2以上の介護サービス」に改め、同表イに次のように加える。

(イ) 訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第8条第15項第1号に該当するものに限る。）又は介護予防訪問看護のうちいずれか2以上の介護サービス

(ロ) 訪問看護、複合型サービス又は介護予防訪問看護のうちいずれか2以上の介護サービス

第2条第1項第232号の2中「21,000円」を「25,000円」に改め、同項第258号中「16,500円」を「17,900円」に改め、同項第262号の表中「1,050円」を「1,100円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,650円」を「1,700円」に、「2,050円」を「2,100円」に、「2,350円」を「2,400円」に、「190円」を「200円」に、

ひょう量が5キログラム以下のもの	150円	を
ひょう量が5キログラム以下のもの	160円	に、
ひょう量が50キログラム以下のもの	250円	を
ひょう量が50キログラム以下のもの	260円	に、「340円」を「350円」に、

「520円」を「530円」に、ひょう量が500キログラム以下のもの 900円 を

ひょう量が500キログラム以下のもの 910円 に、「1,550円」を「1,600円」

に、「2,450円」を「2,500円」に、「6,150円」を「6,200円」に、「7,750円」を「7,900円」に、「11,400円」を「11,600円」に、「14,150円」を「14,400円」に、「18,900円」を「19,200円」に、「21,300円」を「21,700円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「220円」を「230円」に、

質量が20キログラム以下のもの	90円	を
質量が20キログラムを超えるもの	290円	
ロ 温度計		
抵抗体温計	90円	

質量が20キログラム以下のもの	100円	に、「590円」を「600円」に、
質量が20キログラムを超えるもの	300円	
ロ 温度計		
抵抗体温計	100円	

「2,600円」を「2,650円」に、「3,400円」を「3,450円」に、「6,400円」を「6,500円」に改め、同項第263号中「700円」を「710円」に改め、同項第264号の表中「3,100円」を「3,200円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「6,900円」を「7,000円」に、「10,700円」を「10,900円」に、

「15,000円」を「15,400円」に、「19,100円」を「19,400円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「29,800円」を「30,400円」に、「51,200円」を「52,200円」に改め、同項第266号の表中「13,400円」を「13,600円」に、「3,350円」を「3,400円」に、「5,300円」を「5,400円」に、「7,800円」を「7,900円」に、「10,500円」を「10,700円」に、「14,000円」を「14,200円」に、「3,200円」を「3,250円」に、「7,900円」を「8,000円」に、「640円」を「650円」に、「780円」を「790円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「480円」を「490円」に、「650円」を「660円」に、「7,100円」を「7,200円」に、「4,250円」を「4,300円」に、「13,600円」を「13,800円」に改め、同項第267号中「53,800円」を「54,800円」に改め、同項第268号及び第269号中「1,750円」を「1,800円」に改め、同項第270号中「760円」を「780円」に改め、同項第271号中「370円」を「380円」に改め、同項第273号中「2,550円」を「2,600円」に改め、同項第274号中「7,400円」を「7,500円」に改め、同項第303号中「45,000円」を「46,000円」に改め、同項第310号中「340円」を「350円」に改め、同項第423号の10の表の付表第1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項第455号の5中「19,000円」を「20,000円」に改め、同項第458号中「2,100円」を「2,200円」に改め、同条第2項第1号の表中「第97条の2第1項第3号」を「第97条の2第1項第3号又は第5号」に改め、同項第1号の2中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

第3条第7項中「保育士試験手数料」を「保育士試験手数料又は保育士試験免除申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第199号及び第215号の2から第215号の5までの改正規定 平成26年6月12日
- (2) 第2条第2項第1号及び第1号の2の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例（平成21年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「法」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産）

第1条 県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県県民会館条例の一部を改正する条例

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

12,100円
1,150円
510円
510円

を

12,400円
1,180円
520円
520円

に改め、同表の備考第4項中「430円」を

「440円」に改め、同備考第6項の表中

4,600円	4,600円
	510円

を

4,730円	4,730円
	520円

に

改め、同別表第2項の表中

2,560円
3,410円
2,560円
1,280円
940円

を

1,620円
3,510円
2,630円
1,310円
970円

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号

山形県郷土館条例の一部を改正する条例

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中	400円	を	410円	に改め、同表の備考第5項中「410円」
	470円		480円	
	2,570円		2,640円	

を「420円」に改め、同別表第2項の表中

1,330円	を	1,370円	に改める。
--------	---	--------	-------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例

置賜文化ホール条例（平成13年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中	7,870円	を	8,090円	に改め、同表の備考第5項第1号中
	370円		380円	
	450円		460円	
	1,870円		1,920円	

「4,510円」を「4,630円」に改め、同項第2号中「470円」を「480円」に改め、同項第4号中

「710円」を「730円」に改め、同別表第2項の表中	2,000円	を	2,060円	に改める。
	2,670円		2,740円	
	1,340円		1,370円	
	840円		860円	
	1,000円		1,030円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

山形県固定資産評価審議会条例（昭和37年10月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に改める。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項市町村の欄中「米沢市」を「山形市、米沢市」に改め、同表第34項市町村の欄中「酒田市」を「山形市、酒田市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法律の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法律の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により山形市の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、山形市の長がした処分その他の行為又は山形市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

580円

 を

590円

 に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中	円 17,400	を	円 19,000	に、	840	を	860	に改め
	9,580		10,400					
	50,900		56,800					
	7,410		8,750					
	60,600		71,500					
	7,410		8,750					
	41,900		47,000					
	7,410		8,750					
	84,100		88,300					

る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の0.8」を「1,000分の0.44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(申請者)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(従業者)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、介護支援専門員の基準は、規則で定める。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 指定居宅介護支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、指定居宅介護支援の利用の申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）又はその家族に対し、利

用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

- 第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

- 第9条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、保健医療サービス及び福祉サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

- 第10条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

（運営規程）

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

（設備及び備品等）

- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の清潔の保持等）

- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（秘密保持等）

- 第14条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下この項において同じ。）の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（苦情への対応）

- 第15条 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第18条 第4条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の運営の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

山形県介護学習センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県介護学習センター条例を廃止する条例

山形県介護学習センター条例（平成12年10月県条例第70号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例（平成5年10月県条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県介護福祉士修学資金貸与条例

第1条中「及び社会福祉士」を削る。

第2条中「次に掲げる学校等」を「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設であって、県内に設置されているもの」に改め、同条各号を削る。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 将来、介護福祉士として県内において行う法第2条第2項に規定する介護等の業務で規則で定めるもの（以下「特定業務」という。）に従事することを希望すること。

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 養成施設等を卒業した後さらに法第7条第2号又は第3号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設に在学しているとき。

第8条第2項第1号中「特定業務」を「次号に定める事由により特定業務に従事できなかった期間を除き、養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までの間に特定業務に従事し、引き続き特定業務」に改める。

第9条第1項第1号中「7年間」を「5年間」に改め、同条第2項第1号中「通算して」を「規則で定める期間を通算して」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の第2条の規定の適用については、同条中「第40条第2項第1号」とあるのは、「第39条第1号」とする。
- 3 改正後の山形県介護福祉士修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与される修学資金について適用し、同日前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

山形県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号**山形県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部を改正する条例**

山形県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例（平成11年7月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県介護保険審査会の委員の定数に関する条例

本則を第1条とし、同条に見出しとして「（公益を代表する委員の定数）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（介護保険法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数）

- 第2条 介護保険法第189条第3項の規定により定める山形県介護保険審査会の同条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号**山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年10月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号**山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年10月県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項中「1.05」を「1.08」に、「4,200円」を「5,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

山形県精神保健福祉センター条例（昭和47年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「840円」を「860円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

2,800円	3,560円	3,560円	2,900円
880円	1,010円	1,010円	620円
30畳以上の室 4,630円			
30畳未満の室 3,080円			

を

2,880円	3,660円	3,660円	2,980円
900円	1,030円	1,030円	630円
30畳以上の室 4,760円			
30畳未満の室 3,160円			

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

2,800円	3,560円	3,560円	2,900円
880円	1,010円	1,010円	620円
30畳以上の室 4,630円			
30畳未満の室 3,080円			

を

2,880円	3,660円	3,660円	2,980円
900円	1,030円	1,030円	630円
30畳以上の室 4,760円			
30畳未満の室 3,160円			

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例（平成21年7月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月

県条例第79号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第2条中「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）」を「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）」に、「同条例」を「指定障害福祉サービス条例」に改める。

第30条中「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定障害福祉サービス条例」に、「同条例」を「指定障害福祉サービス条例」に改める。

第2章第5節中第31条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第31条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（同項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス条例第45条の規定により基準該当生活介護（指定障害福祉サービス条例第44条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、第47条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービス（第45条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下この条において同じ。）とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者（同法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス条例第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、第47条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件

第47条中「、第31条」を「から第31条の2まで」に改める。

第56条第4項中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）の一部を次のように改正する。

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第63条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）を「第7章 削除」に、

第3節 設備に関する基準（第66条）

第4節 運営に関する基準（第67条―第69条）」

「第4節 運営に関する基準（第107条）」を

「第4節 運営に関する基準（第106条の2―第107条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針（第107条の2）

第2款 人員に関する基準（第107条の3・第107条の4）

第3款 設備に関する基準（第107条の5）

第4款 運営に関する基準（第107条の6―第107条の8）」

に、「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第109条）」を「第15章 削除」に改める。

第5条第2項中「であって」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、」に、「障害者が」を「ものが」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）」を「者（以下この章及び第107条の2）」に改める。

第45条第1号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援（指定通所支援基準条例第26条第1項に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第45条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「の利用者」を「を利用する者」に、「又は」を「、指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第3号中「基準」を「要件」に改める。

第48条中「第7条」を「第27条」に改める。

第53条第1号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第55条第1項中「及び第104条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第59条第2項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第63条から第69条まで 削除

第103条中「において相談」を「（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護」に改める。

第104条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員

第105条を次のように改める。

(管理者)

第105条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第106条を次のように改める。

第106条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設と共同生活住居が同一敷地内にあることが、支援上必要であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定共同生活援助の設備の基準は、規則で定める。

第13章第4節中第107条の前に次の2条を加える。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第106条の2 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画（指定共同生活援助に係る個別支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の支援に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第106条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

第107条中「、第42条、第67条及び第68条」を「及び第42条」に改める。

第13章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運

営に関する基準

第1款 基本方針

第107条の2 外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（当該指定共同生活援助に係る個別支援計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（次条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者）

第107条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、基本サービスを提供する次に掲げる従業者を置かななければならない。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（準用）

第107条の4 第105条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（準用）

第107条の5 第106条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第107条の6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った支給決定障害者（以下この条において「利用申込者」という。）に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第107条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

（準用）

第107条の8 第11条、第16条から第18条まで、第31条、第33条、第34条、第42条及び第106条の2の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第109条 削除

附則第2項中「を行っている」を「（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成26年3月県条例第34号）による改正前の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第109条に規定する指定共同生活介護の事業等をいう。以下同じ。）を行っている」に、「第66条第1項（第106条）を「第106条第1項（第107条の5）に、「かかわらず、」を「かかわらず、平成26年3月31日までの間引き続き」に、「指定共同生活介護の事業等を行うこと」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うこと」に改める。

附則第3項の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に改め、同項中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

附則第4項の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に改め、同項中「指定共同生活介護事業所若しくは」を削り、「（以下」を「若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第63条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第109条に規定する指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所については、改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第103条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第103条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、新条例第107条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表第2項の表中備考以外の部分を次のように改める。

種別	単位	金額
出力設備	1枚当たり	1,200円
視聴覚設備	1時間当たり	100円

別表第2項の表の備考中「画像制作設備」を「視聴覚設備」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	項 目	単 位	金 額	
試 験	強度試験	工 業 材 料	1 試験 1 試料	3,550円
		土 木 建 設 材 料	1 試験 1 試料	2,290円
		工 業 製 品	1 試験 1 試料	7,480円
		土 木 建 設 製 品	1 試験 1 試料	5,400円
	種別物性 試験	織 維	1 試験 1 試料	2,990円
		食 品	1 試験 1 試料	5,440円
		土 木 建 設 材 料	1 試験 1 試料	112,000円
		そ の 他	1 試験 1 試料	9,510円
	共通物性 試験	熱 定 数 測 定 試 験（高 温）	1 試験 1 項目	14,300円
		そ の 他	1 試験 1 試料	25,200円
		精 密 測 定 試 験	1 試験 1 試料	4,630円
		電 気 計 測 試 験	1 試験 1 試料	1,780円
		非 破 壊 試 験	1 試験 1 試料	13,400円
		顕 微 鏡 試 験	1 試験 1 試料	5,500円
分 析	化 学 分 析	1 試料 1 成分	5,750円	
	機 器 分 析	1 分析	17,500円	
	食 品 、 飲 料 分 析	1 試料 1 成分	12,700円	

加工	木材乾燥		1時間	670円
	機械加工		30分	1,590円
	金属溶解		1時間	4,750円
	金属熱処理		30分	2,470円
	試料加工		30分	2,180円
	キャッピング加工		1試料 1面	840円
	試料成形		1時間	5,490円
	試料作製		1試料	10,200円
	供試体養生		1供試体 24時間	30円
	マイクロマシニング加工		1時間	9,920円
デザイン、色見本製作、モデル製作	デザイン	繊維製品	1件	36,200円
		工業機器、生活機器	1件	181,000円
		グラフィック、家具、クラフト	1件	93,400円
	色見本製作		1件	5,420円
	モデル製作	モデル造形	1件	3,370円
		洗浄処理	1時間	2,830円
成績書複製	成績書複製		1通	590円
記録写真撮影	記録写真撮影		1回	420円

- 備考 1 工業材料に係る強度試験であつて、一の試験において一の試料の複数の測定点につき結果の測定を行うものについての手数料の額の範囲は、測定点が10を超える場合に限り、3,550円にその10を超える測定点1点につき280円を加算した額以下とする。
- 2 共通物性試験のうち熱定数測定試験（高温）に係る手数料の額の範囲は、測定点が5を超える場合に限り、14,300円にその5を超える測定点1点につき2,120円を加算した額以下とする。
- 3 モデル製作のうちモデル造形に係る手数料の額の範囲は、樹脂の使用量が10グラムを超える場合に限り、3,370円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額以下とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する 条例

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年12月県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「学校教育法第104条に規定する学位をいい、」、「以下同じ。」及び「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、省令第48条の2第2項第1号の専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

第11条第1号中「又はロ」を「からハマで」に改め、同条第7号中「長期課程の指導員訓練を修了した者」を「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（省令第48条の2第2項第9号の職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、同号の職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）」に、「学位」を「学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第7号の規定の適用については、当分の間、同号中「該当する者」とあるのは、「該当する者又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第61号）による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第36条の8に定める基準による研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは旧省令第36条の9に定める基準による応用研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」とする。
- 3 改正後の第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「該当する者」とあるのは、「該当する者又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第61号）による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第36条の8に定める基準による研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは旧省令第36条の9に定める基準による応用研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは研究上の業績がこれらの者に準ずる者若しくは5年以上の実務の経験を有する旧省令第36条の6に定める基準による長期課程の指導員訓練を修了した者であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」とする。

おもてなし山形県観光条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

おもてなし山形県観光条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 基本的施策（第10条－第18条）

第3章 山形県観光審議会（第19条－第25条）

附則

私たちが住む山形県は、鳥海山、月山、朝日連峰、蔵王連峰、吾妻連峰、飯豊山などの秀麗な山々と各地に点在する里山とがつくり出す美しい景観を有し、それは県民の深遠な精神文化に結びついています。昭和天皇御製の山形県民の歌に歌われる母なる川「最上川」は、西吾妻山を源流とし米沢盆地、山形盆地、新庄盆地、庄内平野を通流して、その恵みを与えながら日本海に入ります。自然豊かな本県は、四季折々の風情に富み、人々の暮らしと密接につながる温泉も全ての市町村に湧き出でています。そして、日本一の生産量を誇る赤い宝石とも称されるさくらんぼや地域の伝統野菜などの農林水産物、個性豊かな酒蔵やワイナリーが育んだ県産酒などの豊かな食、本県の伝統文化や伝統芸能は、今日まで県民によって大切に伝えられています。自然とそこに暮らす人々が調和した多様な魅力に富んだ本県は、イザベラ・バードの「日本奥地紀行」では「東洋のアルカディア」とたたえられ、また、エドウィン・O・ライシャワーにより「山の向こうのもう一つの日本」と評されるなど、訪れた人々を感動させ、心身の癒しを与える力を有しています。

「観光」の語源は、中国の古典「易経」の「国の光を観る」にあるといわれています。本県の観光は、単に名所や風景などの光を見ることだけではありません。本県の光には、豊かな観光資源のほか、そこに住まう人も含まれます。人と人とのふれあいは、互いに大きな感動となって、いつまでも心に残ります。江戸時代に、「おくのほそ道」で知られる松尾芭蕉が尾花沢の豪商鈴木清風のもてなしを受け、本県で長逗留をしたことや、古くから西のお伊勢参りに対し、東の奥参りとして信仰を集める出羽三山で全国からの参拝者を受け入れていることなど、本県には歴史的にも文化的にもおもてなしの心が脈々と息づいています。

おもてなしの心をもって来訪者と交流することは、地域の魅力の認識、再確認の機会となり、その地域に対する自信と誇りを醸成し、郷土愛を育む土壌になるとともに、来訪者へ感動をもたらし、交流の輪を大きくします。

人口減少社会を迎えている中、本県の活性化を図るためには、交流人口の拡大に寄与する観光の果たすべき役割が、経済面のみならず、地域づくりの面においても年々大きくなっています。観光産業は、総合産業といわれ、他の産業との関連が深く、裾野も広く、経済波及効果が非常に大きい産業であることから、観光産業を本県の基幹産業の一つと位置付けるとともに、県民一人一人が本県の魅力を認識、再確認し、観光によって自らが住む地域を磨き、活性化させ、本県の新たな価値を創造し、県民が誇りと喜びをもって暮らすことができる観光立県の実現を図る必要があります。

おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加によって観光立県を実現し、県民生活の向上を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、観光立県の実現に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、おもてなしの推進等観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民等 県民及び事業者等をいう。
- (2) 事業者等 事業者及び観光関係団体その他の団体をいう。
- (3) 観光事業者 旅行業、宿泊業、飲食業、運輸業その他の観光に関する事業を営む者をいう。

(4) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体及び観光振興を目的として組織される団体をいう。

(基本理念)

第3条 観光立県は、観光による交流の拡大が、本県経済を持続的に発展させ、及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現する上で重要であるとの認識の下に、その実現が図られなければならない。

2 観光立県は、県民の総参加及び全産業の参加により、その実現が図られなければならない。

3 観光立県は、県民一人一人がおもてなしの心並びに本県に対する誇り及び郷土愛を大切にして来訪者と交流することが重要であるとの認識の下に、その実現が図られなければならない。

4 観光立県は、観光産業が農林水産業、商業、工業その他の産業に関連を有し、経済への波及効果が大きく、本県経済の発展の上で重要な役割を担っているとの認識の下に、その実現が図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民等による観光立県の実現に関する取組の促進を図るため、県民等に対し、必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、おもてなしの重要性に対する理解を深め、来訪者に温かく接するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、居住する地域のみならず県内の他の地域の自然、歴史、文化等の魅力を認識し、又は再確認し、それに対する理解を深めることにより、本県の魅力をより高め、県内外に発信するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、次の世代に本県の伝統、文化、景観等を引き継ぐよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動その他の活動を通じて観光立県の実現に関する取組を行うとともに、他の事業者が行う観光立県の実現に関する取組に参画し、及び協力し、並びに相互に連携するよう努めるものとする。

2 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、景観の維持及び保全に努めるものとする。

3 観光事業者及び観光関係団体は、基本理念にのっとり、来訪者の需要の多様化に対応した良質なサービスの提供及び国内外における競争力の強化に努めるものとする。

(市町村との連携)

第7条 県は、観光立県の実現に関して必要があると認めるときは、市町村に対して協力を求め、市町村と連携した施策を実施するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 県は、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光立県の実現に関する基本計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、観光立県の実現に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(本県の魅力の認識等)

第10条 県は、本県の自然、歴史、文化等の魅力に関する学習の機会を確保する等、県民がその居住する地域のみならず県内の他の地域の魅力を認識し、又は再確認し、その理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(本県の魅力の発信)

第11条 県は、市町村、観光事業者及び観光関係団体と連携して本県の魅力を県内外に発信するとともに、県民の総参加及び全産業の参加により、県民等が本県の魅力を主体的に発信するために必要な施策を講ずるものとする。

（おもてなしの推進）

第12条 県は、県民の総参加及び全産業の参加により県民等によるおもてなしが行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民等が本県産の食材及び酒、地域の方言等を用いた温かいおもてなしを行うことを促進するものとする。

（快適にかつ安全に安心して滞在できる地域づくり）

第13条 県は、全ての来訪者が快適に、かつ、安全に安心して滞在できる地域づくりが行われるよう、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 県民の総参加及び全産業の参加による自然、景観等の保全に関する事項
- (2) 観光事業者及び観光関係団体による良質なサービスの提供に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、来訪者を受け入れる態勢の整備に関する事項

（観光産業の振興）

第14条 県は、観光産業の競争力の強化のための支援、観光産業の振興に資する人材の育成、観光事業者相互間及び観光産業と他の産業との間の連携の促進その他の観光産業の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（近隣県等との連携）

第15条 県は、近隣の県等との連携により本県への来訪を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（外国人の来訪の促進）

第16条 県は、外国人来訪者を受け入れる態勢の整備等、外国人の来訪を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学会等の誘致等）

第17条 県は、県内外からの参加者が見込まれる学会、大会等の誘致等のために必要な施策を講ずるものとする。

（観光に関する情報の収集等）

第18条 県は、観光に関し、市町村、観光事業者及び観光関係団体と連携して情報を収集し、動向の調査及び分析等を行い、並びに統計を整備するよう努めるものとする。

第3章 山形県観光審議会

（設置）

第19条 観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第20条 審議会は、委員21人以内で組織する。

（委員）

第21条 委員は、観光産業の関係者及び学識経験者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(山形県観光事業審議会条例の廃止)

2 山形県観光事業審議会条例（昭和27年12月県条例第67号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形県観光事業審議会条例第1条の規定により設置された山形県観光事業審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第21条第1項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成27年2月5日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の会長である者は、施行日に第22条第1項の規定により審議会の会長として定められたものとみなす。

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,560円」を「3,730円」に、「2,900円」を「3,040円」に、「1,440円」を「1,510円」

に、「1,120円」を「1,170円」に、

1人1回につき 560円

を

1人1回につき 590円

に、「6,930円」を「7,260円」に、「4,840円」を「5,070円」に、「2,750円」を「2,880円」に、「1,370円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例

山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「6,000円」を「6,300円」に、「600円」を「630円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「400円」を「420円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「300円」を「310円」に、「480円」を「500円」に、「320円」を「340円」に、「240円」を「250円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和31年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中 「70円」 を 「90円」 に、「1,370円」を「1,560円」に、「2,860円」を「2,990円」に、「4,350円」を「4,470円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例

山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中 「450円」 を 「462円」 に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県森林審議会の委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号

山形県森林審議会の委員の定数に関する条例

山形県森林審議会の委員の定数は、14人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県建設工事紛争審査会の委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県建設工事紛争審査会の委員の定数に関する条例

山形県建設工事紛争審査会の委員の定数は、15人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第45号

山形県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

山形県土地利用審査会条例（昭和49年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（定数）

第2条 審査会の委員の定数は、7人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号

山形県開発審査会条例の一部を改正する条例

山形県開発審査会条例（昭和45年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（定数）

第2条 審査会の委員の定数は、7人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 悠創の丘の項の次に次のように加える。

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク、グラウンド・ゴルフ場、多目的広場（全部を単独で使用させる場合に限る。）
-------------------	---

別表第2 第2項の表中「公衆電話所」を「郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所」に改め、同表に次のように加える。

太陽光発電設備の設置	1平方メートル1年につき	1,000円
地下工作物の設置（上記に掲げるものを除く。）	1平方メートル1年につき	土地価格の2パーセントに相当する額

土地価格に影響する架空 工作物の設置（上記に掲 げるものを除く。）	1平方メートル1年 につき	360円
工作物その他の物件及び 施設の設置（土地を占用 するものに限り、上記に 掲げるものを除く。）	1平方メートル1年 につき	土地価格の4パーセント に相当する額

別表第2第2項の表の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 使用期間が1月に満たない場合の土地の占用に係る使用料の額は、この表に掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。

別表第2第3項の表中	700円	を	710円	に、「50,000円」を「51,000円」に
	70円		70円	
	700円		710円	
	700円		710円	
	14,000円		14,280円	
	1,690円		1,720円	

改める。

別表第3第1項の表中		入場料金を領収する 場合	1室1時間当たり 720円
		研修室	1時間当たり 400円

		入場料金を領収する 場合	1室1時間当たり 730円
	研修室		1時間当たり 410円

を

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク	全部を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する	1日当たり 10,000円
		使用する	上記以外の場合	1日当たり 20,000円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する	1人1日当たり 130円
			上記以外の場合	1人1日当たり 260円
	グラウンド・ゴルフ場	全部を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する	1日当たり 4,000円
			上記以外の場合	1日当たり 8,000円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する	1人1日当たり 50円
			上記以外の場合	1人1日当たり 100円
	多目的広場	児童生徒等のみが使用する		1日当たり 2,000円
		上記以外の場合		1日当たり 4,000円

に改め、同表庄内空港

緩衝緑地の項中「1,100円」を「1,120円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「250円」を「260円」に、「500円」を「520円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「2,540円」を「2,600円」に改

め、同表最上中央公園の項中「860円」を「880円」に、

1時間当たり 1,720円
1時間当たり 1,720円

を

1時間当たり 1,760円
1時間当たり 1,750円

に、「3,440円」を「3,500円」に、「8,600円」を「8,770円」に、

「34,400円」を「35,090円」に、「430円」を「440円」に改め、同表最上川ふるさと総合公園の項中「480円」を「490円」に、「660円」を「670円」に、「19,000円」を「19,380円」に、「38,000円」を「38,760円」に、「250円」を「260円」に、「500円」を「520円」に改め、同表山形県総合運動公園の項中「990円」を「1,010円」に、「1,980円」を「2,020円」に、「3,960円」を「4,040円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「39,600円」を「40,390円」に、「470円」を「480円」

1時間当たり 2,320円
1時間当たり 2,320円

に、「940円」を「960円」に、「1,160円」を「1,180円」に、

を

1時間当たり 2,360円
1時間当たり 2,370円

に、「4,640円」を「4,740円」に、「11,600円」を「11,830円」に、

「46,400円」を「47,330円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 580円
--------------------	----------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 590円
--------------------	----------------

に、「290円」を「300円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 580円
---------	----------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 600円
---------	----------------

に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 440円
--------------------	----------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 450円
--------------------	----------------

に、

「880円」を「900円」に、「1,760円」を「1,800円」に、「4,400円」を「4,490円」に、「17,600円」を「17,950円」に、「1,920円」を「1,960円」に、「3,840円」を「3,920円」に、

1時間当たり 960円	を	1時間当たり 980円	に、「250円」を「260円」に、
1面1時間当たり 500円	を	1面1時間当たり 520円	に、「800円」を「820円」に、「1,750円」を
1人1回当たり 400円		1人1回当たり 410円	
「1,790円」に、「3,500円」を「3,580円」に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に、			
児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 360円	を	
児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 370円	に、「720円」を「740円」に、	
児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 500円	を	児童生徒等のみが 使用する場合
			1時間当たり 510円
「1,000円」を「1,020円」に、			
上記以外の場合	1時間当たり 520円	を	
「1,840円」を「1,880円」に、			
1時間当たり 3,680円	を	1時間当たり 3,760円	に、「7,360円」を「7,500円」に、「18,400円」を「18,770円」に、「73,600円」を「75,070円」に、「1,380円」を「1,410円」に、「2,760円」を「2,820円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「2,440円」を「2,480円」に、
1時間当たり 3,680円		1時間当たり 3,750円	
1時間当たり 920円	を	1時間当たり 940円	に、「610円」を「620円」に、「460円」を

「470円」に改め、同表中山公園の項中「1,040円」を「1,060円」に、

1時間当たり 2,070円
1時間当たり 2,070円

を

1時間当たり 2,120円
1時間当たり 2,110円

に、「4,140円」を「4,220円」に、「2,280円から5,400円まで」を

「2,330円から5,510円まで」に、「9,150円から21,600円まで」を「9,330円から22,030円まで」に、「140,000円」を「142,800円」に、「425,000円」を「433,500円」に、「430円」を「440円」に、「860円」を「880円」に、「1,140円から2,690円まで」を「1,160円から2,740円まで」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 340円
--------------------	----------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 350円
--------------------	----------------

に、

「680円」を「700円」に、「700円から1,990円まで」を「710円から2,030円まで」に改め、同表弓

張平公園の項中「250円」を「260円」に、

1人1回当たり 500円

を

1人1回当たり 520円

に、

「2,000円」を「2,040円」に、「4,000円」を「4,080円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「10,000円」を「10,200円」に、「470円」を「480円」に、「940円」を「960円」に、「290円」を「300円」に、「580円」を「600

円」に改め、同別表第2項の表中

300円	
200円	400円

を

310円	
200円	410円

に改め、同表山形県総合運動公園の項中

500円	
110円	
410円	820円

を

510円		に、	1,760円		を	
110円			30,500円	152,500円		
420円	840円		5,690円	9,440円		
			9,440円	16,940円		
1,800円		に、	1,430円		を	
31,110円	155,550円		1,460円			
5,800円	9,630円		1,090円			
9,630円	17,280円					
「 1,110円 」	に、	620円		を	630円	
		140円			140円	
		560円			570円	
		370円			380円	
		1,480円			1,510円	
		980円	1,960円		1,000円	2,000円
		410円	820円		420円	840円
		250円			260円	
		260円			270円	
		260円			270円	
		810円			830円	
		620円	1,240円		630円	1,260円
				に、		

「610円」を「620円」に、
 「720円」を「650円」を
 「730円」を「660円」に、
 「540円」を「550円」に、
 「3,460円」を
 「3,530円」に改め、同表中山公園の項を次のように改める。

中山公園	野球場	室内練習場	1時間につき	700円	1,410円
		合宿所	1人1泊につき	680円	
		会議室	1室1時間につき	290円	570円
		浴室	1回	1,700円	2,120円
		温水シャワー	1回	1,430円	1,710円
		食堂	1時間につき	290円	570円
		ちゅう 厨房	1賄い日につき	1,130円	2,260円
		スコアボード	1時間につき	680円	1,360円
		放送設備	1時間につき	430円	860円
		ピッチングマシン	1台1時間につき	430円	
		夜間照明施設	1時間につき	23,460円	150,960円
	第2野球場	スコアボード	1時間につき	210円	430円
		放送設備	1時間につき	210円	430円

別表第3第2項の表弓張平公園の項中「380円」を「390円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分は、規則で定める日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは第3項」を「又は第3項」に改め、「し、又は法第35条の規定により同意を」を削り、同条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

第3条第2号中「法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条中「若しくは第3項」を「又は第3項」に改め、「し、又は法第35条の規定により同意を」及び「し、又は当該占用の同意を」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号

山形県水防協議会条例の一部を改正する条例

山形県水防協議会条例（昭和24年9月県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 協議会の会長及び委員の定数は、それぞれ1人及び17人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県河川流水占用料等徴収条例（平成12年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1第1項の表中	3,326円	を	3,421円	に改め、同別表第3項の表
	1,663円		1,710円	
	1,663円		1,710円	

中「2,074円80銭」を「2,134円8銭」に、「1,037円40銭」を「1,067円4銭」に、「457円80銭」を「470円88銭」に改める。

95円	97円70銭
-----	--------

別表第2第1項の表中		133円50銭		137円30銭	を に改める。
		155円70銭		160円10銭	
		177円90銭		182円90銭	
		226円		232円40銭	
		222円50銭		228円80銭	
		556円50銭		572円40銭	
		890円30銭		915円70銭	
		1,335円50銭		1,373円60銭	
		1,780円70銭		1,831円50銭	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（着陸料の特例）」を付する。

附則第3項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（着陸料の不徴収）

- 4 附則第2項の航空機のうち山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに係る着陸料は、平成26年3月30日から平成27年3月31日までの間は、第16条の規定にかかわらず、徴収しない。

別表第1及び別表第2の備考第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は、平成26年3月30日から施行する。ただし、附則第3項、別表第1及び別表第2の備考第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例

山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「710円」を「720円」に改める。

別表中

350円
710円

を

360円
720円

に、

450円

を

460円

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例

米沢ヘリポート条例（平成3年12月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

700円

を

720円

に改める。

別表第2中

800円

を

820円

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県建築士審査会の委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県建築士審査会の委員の定数に関する条例

山形県建築士審査会の委員の定数は、7人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会（第4条―第9条）

第3章 山形県いじめ問題審議会（第10条―第17条）

第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会（第18条―第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条、第14条第1項及び第3項、第30条第2項並びに第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（山形県いじめ防止基本方針）

第3条 県は、法第12条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（組織）

第5条 連絡協議会は、会長1人及び委員30人以内で組織する。

（会長）

第6条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第7条 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（招集）

第8条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 山形県いじめ問題審議会

（設置）

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第11条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること。

（組織）

第12条 審議会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第13条 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議及び調査の手続の非公開）

第16条 審議会の会議及び調査の手続（県立の学校の設置者が行う重大事態に係る事実関係に関する調査に係る会議及び調査の手続に限る。）は、公開しない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会

（設置）

第18条 法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第19条 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行う。

（組織）

第20条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員）

第21条 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査を終了するまでとする。

（委員長）

第22条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第23条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第24条 再調査委員会の会議及び調査の手続は、公開しない。

(庶務)

第25条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第57号

山形県社会教育委員条例の一部を改正する条例

山形県社会教育委員条例（昭和24年11月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第58号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
----	-----	------------	------------	----------------	------------	------------	------------	------------	---

小学校 中学校	人 6,162	人 376	人 62	人	人	人 385	人	人 21	人 7,006
特別支援学校	789	25		98	23	48		65	1,048
高等学校	1,910	57			168	156	10	108	2,409

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第2号の表中	山形県立米沢養護学校	米沢市	を
「	山形県立米沢養護学校 山形県立米沢養護学校長井校	米沢市 長井市	に、
「	山形県立村山特別支援学校 山形県立楯岡特別支援学校	山形市 村山市	を
「	山形県立村山特別支援学校 山形県立村山特別支援学校山形校 山形県立村山特別支援学校天童校 山形県立楯岡特別支援学校 山形県立楯岡特別支援学校寒河江校	山形市 山形市 天童市 村山市 寒河江市	に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

山形県体育施設条例の一部を改正する条例

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「1,780円」を「1,830円」に、「3,560円」を「3,660円」に、「7,120円」を「7,320円」に、「19,000円」を「19,500円」に、「76,300円」を「78,400円」に、「880円」を「900円」に、「1,760円」を「1,810円」に、「3,520円」を「3,620円」に、「9,630円」を「9,900円」に、「38,500円」を「39,600円」に改め、同項第2号の表中「640円」を「650円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「2,560円」を「2,630円」に、「3,740円」を「3,840円」に、「7,480円」を「7,690円」に改め、同項第3号の表中「760円」を「780円」に、「1,520円」を「1,560円」に、「3,040円」を「3,120円」に、「15,600円」を「16,000円」に、「62,500円」を

「64,200円」に改め、同別表第2項の表中

児童生徒等が使用する場合	350円	
上記以外の場合	480円	
	270円	700円
	370円	700円

を

児童生徒等が使用する場合	360円	
上記以外の場合	490円	
	270円	720円
	380円	720円

に、

440円	1,190円
740円	1,960円
270円	940円

を

450円	1,220円
760円	2,010円
270円	960円

に改め、

いす（四連式）	1脚1回につき	35円	95円	を削り、同別表第3項の表
---------	---------	-----	-----	--------------

4,070円
2,440円

4,180円
2,500円

中	1,220円	を	1,250円	に、	710円	を	730円	に、
	610円		620円		710円		730円	
	1,520円		1,560円					
	610円		620円					
	500円	を	510円	に、	420円	を	430円	に改める。
	9,680円		9,950円		420円		430円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第61号

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の一部を次のように改正する。
本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分	使用料の額
体育館	330平方メートル未満 940円
	330平方メートル以上 660平方メートル未満 1,890円
柔剣道場	660平方メートル以上 990平方メートル未満 3,790円
	990平方メートル以上 5,700円
講堂	
会議室	
教室	1室 330円
弓道場 相撲場	940円
屋外運動場	グラウンド 1,890円
	テニスコート 1面 580円

プール		1,890円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1室	330円
	宿泊を伴う場合	690円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第62号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項を次のように改める。

県は、県立高等学校の生徒から授業料又は受講料を徴収する。

第3条第4項を削る。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）附則第2条第2項の規定の適用を受ける者に係る授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第63号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

360円	を	390円	に改める。
570円		620円	
1,000円		1,100円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第64号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 第7条中「（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。次条及び第9条において同じ。）」を削る。

別表第1項の表中

5,990円	8,560円	8,980円
2,560円	3,660円	3,840円
1,420円	2,030円	2,130円
490円	710円	740円
490円	710円	740円
1,280円	1,830円	1,920円
3,420円	4,890円	5,130円
1,140円	1,630円	1,710円
1,170円	1,680円	1,760円

を

6,160円	8,800円	9,240円
2,630円	3,760円	3,940円
1,450円	2,080円	2,180円
510円	730円	760円
510円	730円	760円
1,310円	1,880円	1,970円
3,510円	5,020円	5,270円
1,160円	1,670円	1,750円
1,200円	1,720円	1,800円

に改め、同別表第2項の表中

3,260円
1,010円
3,560円
14,100円

を

3,350円
1,030円
3,660円
14,500円

に改め、同別表の備考第5項中

「410円」を「650円」に、「160円」を「250円」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 山形県生涯学習センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第65号

山形県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

山形県留置施設視察委員会条例（平成19年3月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に、「組織」を「委員の定数及び任期その他委員会の組織」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第66号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

- 第1条第1項第5号を削り、同条第2項中「及び第5号」を削る。
- 第2条第3項中「及びこれらに附帯する事業として」を「、駐車場事業及び」に改め、同条中第6項を削り、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 前項の駐車場事業の用に供する施設の名称、位置及び収容台数は、次のとおりとする。

名称	位置	収容台数
山形県営駐車場	山形市	300台

第2条の2中「県民ゴルフ場及び同条第6項に規定する山形県営駐車場」を「山形県営駐車場及び同条第5項に規定する県民ゴルフ場」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（山形県営駐車場管理条例の一部改正）
- 2 山形県営駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第2条第6項」を「第2条第4項」に改める。
（県民ゴルフ場管理条例の一部改正）
- 3 県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第67号

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

山形県工業用水道料金徴収条例（昭和46年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第68号

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例

山形県水道用水料金条例（昭和57年12月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立病院料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第69号

山形県立病院料金条例の一部を改正する条例

山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 3月25日印刷
平成26年 3月25日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056